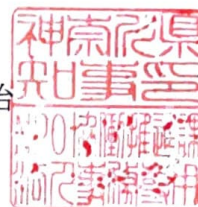


令和4年2月25日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により認証します。

令和4年4月12日

神奈川県知事 黒岩 祐治



- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NAGOMI MIND
- 2 代表者の氏名
塚田 裕美
- 3 主たる事務所の所在地
茅ヶ崎市東海岸南六丁目8917番地21
- 4 定款に記載された目的
この法人は、子ども保育に関わるすべての人に対して、学びあいの機会の提供・コミュニティの創造と新しい保育の実践に関する事業を行い、保育者の心身の健康増進と成長による子どもの健全育成、またこれによる社会教育の推進、地域社会の活性化に資することを目的とする。
- 5 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (6) 子どもの健全育成を図る活動
 - (7) 情報化社会の発展を図る活動
 - (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 6 定款に記載された事業
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①保育者同士のコミュニティの創造に関する事業
 - ②子ども保育に関わるすべての人への学びの機会の提供に関する事業
 - ③心身の健康増進に関する事業
 - ④前各号の事業並びに新しい保育観、ソーシャルビジネス等に関する実践活動、広報活動、調査研究記録、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業(書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の発行事業を含む。)
 - ⑤その他この法人の目的を達成する為に必要な事業